

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

与論町長 田畑 克夫

市町村名 (市町村コード)	与論町 (46535)
地域名 (地域内農業集落名)	那間地区 (那間集落、古里集落、叶集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月24日、令和7年9月26日、令和7年9月29日、令和8年8月13日 (4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は意欲的な農業者が多く規模拡大意向の農地面積が規模縮小農地面積を上回っていることから、遊休農地も無く、現状では農地が足りていない状況である。しかしながら、農業者の平均年齢は68歳と高齢化が進み、将来的には農業者が減少し遊休農地の発生が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、さとうきびや飼料作などの栽培方法の省力化に向け検討していく必要があるが、当地区は農地所有者の土地への執着が強い地域であり、狭小農地が多く、耕作者が多い地域であることから農地の集約化を進めるのが難しい地域である。また、高齢化が進む中で農作業の委託が増加する一方で、担い手である受託者が増えず、適期の植付管理が進まない状況であり、地域全体として労働力不足も問題化している。

【地域の基礎的データ】

農業者:1035人(うち70歳代以上263人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)法人0経営体

主な作物:さとうきび、飼料、インゲン、サトイモ、ニガウリ、マンゴー、アテモヤ、トルコギキョウ、ソリダゴ

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者の減少と高齢化対策を講じるため、地域の基幹作物であるさとうきびや飼料畑の作付け面積の維持拡大を図り、担い手への農地の集積・集約化を推進する。また、国や県の事業を活用し担い手への大型機械やスマート農業機械の導入を推進し作業効率化を進めることが受託体制の構築にも繋がり、ひいては高齢化社会でも農業経営が継続できるような体制を作ることができる。

【農地利用】

- ・規模拡大農家へのスムーズな農地の集積を進め、スムーズな貸借を推進する。
- ・土地への執着が強い地域であり、集約が難しい状況であるが、担い手を中心に農地の交換について検討し、徐々に集約化を図る。
- ・作物ごとの農地の団地化を推進し、病虫害防除・除草作業の効率化を図る。

【作物生産体制】

- ・土地利用型作物であるさとうきびや自給飼料を生産し、農地を維持する。
- ・高収益作物で栽培方法が地域で確立している野菜(インゲン、サトイモ、ニガウリ)果樹(マンゴー、アテモヤ、パッションフルーツ)花卉(トルコギキョウ、ソリダゴ)の作付け面積を拡大し、農家所得の向上に繋げる。
- ・地域の環境に適応したの新規作物の導入や、特産品開発、6次産業に適した作物を検討する。

【農業者の確保育成】

- ・子供の農業体験の機会をつくり、農業の楽しさを伝える。
- ・委託者のニーズに沿った受託作業内容の充実を図るため、担い手の機械の導入を推進する。
- ・あらゆる農業者の確保育成を図るため、県、町、JAと地域が連携し、農地情報や栽培方法の情報共有を行う等、支援を続ける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	419.88 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	419.88 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、地域内の認定農業者や新規就農者を中心に農地の集積を図り、担い手の意向に沿った集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については農地中間管理事業を活用した貸し借りを推進し、集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等の基盤整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。また、担い手の意向に沿って土層改良事業・畑かん整備事業・既整備地区の再整備事業の実施を検討する。既存施設については、機能診断を実施し、機能保全計画に基づく工事対策を実施し、施設の長寿命化及び防災減災事業等を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術指導、農業用機械等の導入助成、受託体制の整備、生産する農地をあっせんする等、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るためさとうきびについては町・JA・製糖工場が連携し、収穫作業はハーベスター連絡協議会へ委託するとともに、それ以外の植付・管理・防除作業は、与論島さとうきび受託組合等に委託し、高齢農家でも農業ができる体制を構築する。さとうきび以外の品目についても、受託体制の検討を町やJAと連携し検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③サトイモの疫病対策やさとうきびの病虫害対策にはドローンを活用した防除体制を構築する。
- ⑨農地の有効活用のため耕畜連携を推進し、自給飼料確保と土づくりを図る。
- ⑩雑草対策のため、雑草化しない飼料の生産拡大を推進する。
- ⑩台風に強い高収益作物の導入を検討する。